

2019年2月12日

共栄セキュリティーサービス株式会社

代表取締役社長 我妻 文男

問合せ先：経営企画部 03-3511-7780

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的な企業価値向上と長期安定的な企業価値の向上を実現するため、株主やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び健全で透明性の高い経営を構築・維持していくことが重要な経営課題であると考えております。また、経営理念である「『誠実』かつ『確実』」を基本として、社会の安全に寄与することの社会的責任と使命を深く認識し、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けるために、法令遵守のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社あっとプランニング	650,000	62.38
マックスコーポレーション(株)	100,000	9.60
(株)ケイ・エス・エス	80,000	7.68
我妻 文男	62,000	5.95
(株)サン総合メンテナンス	50,000	4.80
我妻 紀子	43,000	4.13
合同会社 K-mac	34,000	3.26
阿部 克巳	23,000	2.21

支配株主名	合同会社あっとプランニング
-------	---------------

親会社名	該当事項はありません。
------	-------------

補足説明

合同会社あっとプランニングは、当社代表取締役社長である我妻文男の資産管理会社であります。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、支配株主との間で今後取引を行うことを予定しておりませんが、取引等を行う場合には、取引理由、取引の必然性、取引条件等につき、法令や社内規程に基づき十分に検討したうえで、その取引が経営の健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか等に特に留意して、取締役会にて取引可否の意思決定を行うこととしております。また、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提とし、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応してまいります。</p>
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。
-------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
河近 芳昭	公認会計士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河近 芳昭	○	—	公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見に基づき、客観的かつ公正な判断をいただけるものと判断しています。 また、同氏と当社の間には、特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員に選任しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人からあらかじめ監査計画について説明を受け、また、期中監査、期末監査終了後の監査報告会において監査結果の報告を受けるほか、適宜監査方法の確認を行い、必要に応じて意見交換を行う等、監査の有効性及び効率性の向上を図っております。また、内部監査室長から監査実施状況について随時報告を受ける等、連携を密にし、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 芳雄	他の会社の出身者													
森本 新	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
伊藤 芳雄	—	—	長年企業経営等に携わってきた豊富な経験及び、上場会社における監査等委員経験を有しており、コーポレート・ガバナンス強化の観点から適切な助言を頂きたく、選任しております。
森本 新	—	—	大手証券会社子会社での監査役経験など、監査役としての豊富な経験や知識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めて頂きたく、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員を選任するにあたっての独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、独立役員の資格を満たす社外役員のうち、取締役である役員を独立役員に指定しております。
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的としています。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

中期経営計画における業績目標の達成及び持続的な企業価値向上に対する意欲を高めるため、インセンティブプランとして発行しています。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別開示は実施しておらず、総額にて開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、役員規程に基づき、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の開催に際しては、総務課が事務局となり、社外取締役に対し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配布するとともに、社外取締役から問合せがあった場合には迅速に対応する体制としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて開催される臨時取締役会において経営上の重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行についての監督を行っております。

【監査役会】

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、取締役会等の重要な会議に常時出席し、必要に応じて意見を述べることで経営の監視機能の充実化が図られております。さらに各事業所への往査などモニタリングを定期的に行っております。また監査の実効性を高めるために、会計監査人及び内部監査室との連携により、健全な経営と法令、社会ルールと企業倫理の遵守に努めております。このような体制のもと、業務及び財産等の調査を通じて取締役の職務の執行状況について厳正な監査を実施しております。なお、監査役会は原則として毎月1回開催しております。

【内部監査室】

当社は社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、内部統制システムを円滑に推進するため、監査法人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組んでおります。また、期初に策定した内部監査計画に基づき、全部門を対象に内部監査を実施し、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査役とも監査結果を共有することにより連携を図り、企業経営の効率性及び透明性の維持に努めております。

【会計監査人】

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

【リスク・コンプライアンス委員会】

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、監査役および社長が指名した役職者で構成され、リスクとコンプライアンスに関する重要事項の協議および報告の場として、原則として四半期に1回以上開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社の価値を最大化するためには、経営者が健全かつタイムリーで迅速な意思決定を行い、それに基づき業務執行を行うことが基本です。また、それらを監督する機関が必要であり、そこにコーポレート・ガバナンスの必要性があると認識しています。

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。公認会計士、金融機関出身という経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。現状としては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、今後もコーポレート・ガバナンス体制の向上を図ることが適当であると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間を確保できるよう早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避した開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ではありますが、対応を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では未定ではありますが、機関投資家の利便性向上を図るための対応を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定ではありますが、外国人株式保有比率を考慮しつつ対応を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家の皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業績、財務に関する情報をわかりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針とし、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めてまいります。なお、ディスクロージャーポリシーは、当社ホームページに掲載する予定であります。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ではありますが、個人投資家向け IR イベントへの参加等の対応を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では未定ではありますが、第2四半期決算及び通期決算終了後の決算説明会の実施等について、対応を検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家からの問合せが増加した場合には、導入を検討いたします。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに設けている IR サイトにおいて財務情報や説明会資料などの資料を掲載してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部にて対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は 1985 年の創業以来、『誠実』かつ『確実』を経営理念として社会の安全に寄与することを目指し歩んで参りました。</p> <p>当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切・正確・公平に当社の経営方針、事業活動、財務情報等を提供していくことに努めてまいります。</p>
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社はアメリカンフットボールの実業団チームを運営することで、社会や人々に夢と感動を与えるアスリートとして活躍しながら、競技力向上に取り組む選手を応援しています。</p> <p>これらの選手が競技生活と社会人それぞれの自立を両立するために、当社は大学と連携を図りながら、国内スポーツ界及びアスリートを支援、応援する取り組みとして将来にわたり継続的にアスリート採用を実施し、日本のスポーツ振興に貢献してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程、個人情報保護規程、適時開示規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル等により、適時適切な情報開示及び管理を行う体制を整えております。



## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき、整備・運用を図っております。

## 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識の上で、当社及び子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「グループ社員行動規範」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- (2) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。
- (3) 内部通報規程に基づき、社員等からの法令違反行為の情報提供を受けるとともに、社内および社外相談窓口を設けてコンプライアンス体制の強化・充実を図る。
- (4) 代表取締役社長直轄である内部監査室は、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指導を行う。
- (5) 財務報告の信頼性確保のために、内部統制システムの整備・改善を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等の適合性を確保する。
- (6) 当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 企業秘密及び個人情報等を管理するため「機密事項管理規程」、「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を定め、適正な取扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。
- (2) 取締役会その他重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社において、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要なリスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」において、各種リスク管理の方針に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

## 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、毎月1回行われる定時取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会は、取締役会規則ならびに職務権限規程を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権

限を明確に定める。

- (3)取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- (4)当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各本部及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- (5)管理本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役に報告する。
- (6)内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」等に基づき、子会社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
- (2)子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
- (3)子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り親子会社間での適正な取引に努める。
- (4)当社の内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、使用人の中から監査役補助者を任命する。
- (2)監査役補助者は、監査役の専任とし、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役以外の指揮命令は受けない。
- (3)監査役補助者の異動、人事評価及び懲戒等に関する決定は監査役の同意を要する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
- (2)監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役および使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- (3)取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- (4)監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めた場合、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5)内部監査室は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社における監査計画、結果およびリスク管理状況等の現状を報告する。
- (6)当社グループは、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認め

られた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。
- (3) 監査役は、監査に実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力管理細則」および「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

反社会的勢力との関係排除に向けた社内体制の整備状況は以下の通りです。

- a. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応その他反社会的勢力への対応を総括する部門を経営企画部と定め、経営企画部長をこれらの対応を統括する責任者と定めております。
- b. 反社会的勢力の排除に向けて、警察等関係機関とも連携してこれに対応するため、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加入し、定期的な研修会への参加や問合せ等を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。
- c. 日経テレコン等のデータベースを利用し、取引先について反社会的勢力との関係について事前に確認を行うとともに、社員については入社時の面接および毎期実施している上長との面談において、警備業法上の欠格事由等について確認し、役員についてはその二親等までの血族の情報について、毎年定期的に反社会的勢力との関係の有無の調査を実施しております。
- d. 取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を設けております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

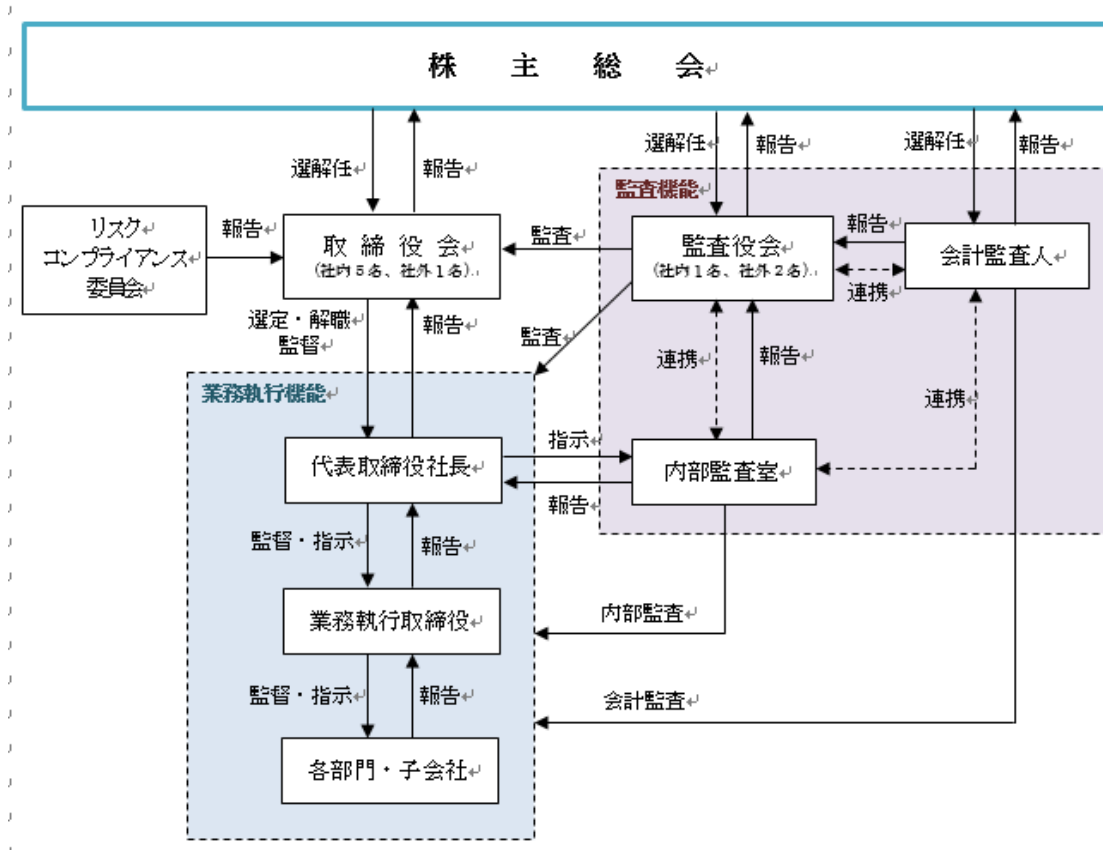
該当事項に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

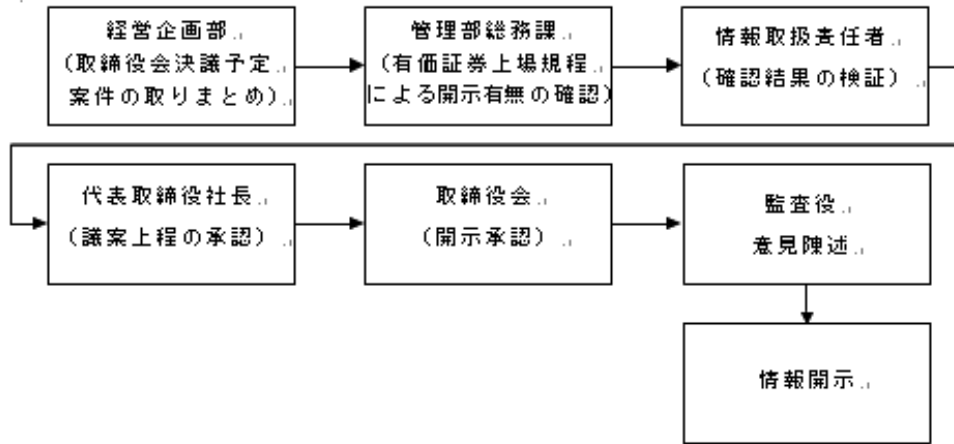
【模式図（参考資料）】、【適時開示体制の概要（模式図）】の通りです。

【模式図(参考資料)】

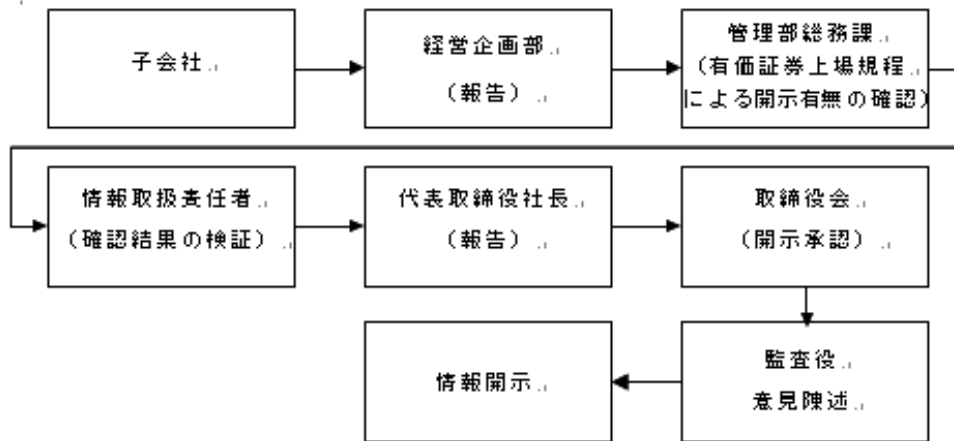


【適時開示体制の概要（模式図）】

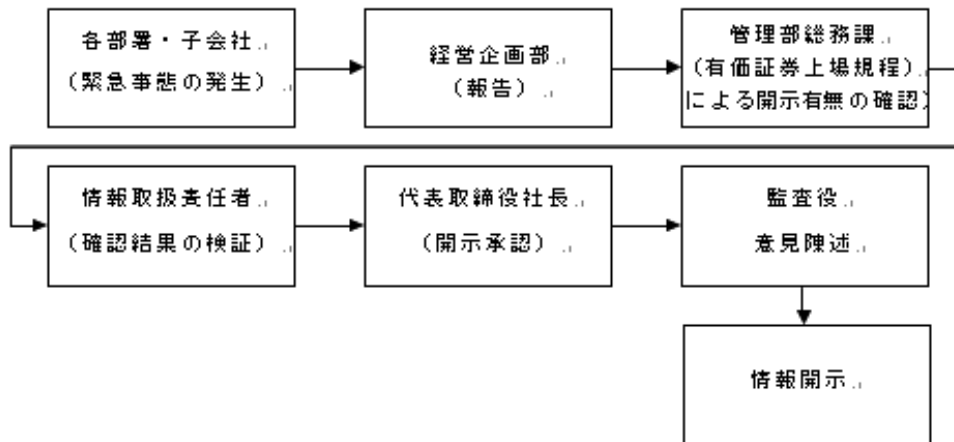
a 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



b 子会社の決定事実に関する情報



c 当社グループに係る発生事実に関する情報



以上